

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(表示) 第八条 法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。 一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所に付す方法(体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備及び当該表示を付す面積が確保できない特定無線設備にあつては、当該特定無線設備に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。) 二 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法 2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示(当該適合表示無線設備に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大きさ等は様式第七号注1から3までによるものとする。 一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法 二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法 3 第一項第二号及び前項第二号に規定する方法により表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定	(表示) 第八条 法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。 一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法) 二 (同上) 2 前項第二号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作に

の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備及び当該適合表示無線設備を組み込んだ製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十条 法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所につす方法(体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備及び当該表示を付す面積が確保できない特定無線設備にあつては、当該特定無線設備に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)

二 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2| 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示(当該適合表示無線設備に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大きさ等は様式第七号注1から3までによるものとする。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3| 第一項第二号及び前項第二号に規定する方法により表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当

よる当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十条 法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法)

二 (同上)

2| 前項第二号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備へ

該特定無線設備及び当該適合表示無線設備を組み込んだ製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十七条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適業証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所^一に付す方法(体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備及び当該表示を付す面積が確保できない特定無線設備にあつては、当該特定無線設備に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)

二 様式第七号による表示を技術基準適業証明を受けた特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2| 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示(当該適合表示無線設備に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)^二を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大きさ等は様式第七号注1から3までによるものとする。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3| 第一項第二号及び前項第二号に規定する方法により表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当

の添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十七条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適業証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所^一に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法)

二 (同上)

2| 前項第二号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無

該特定無線設備及び当該適合表示無線設備を組み込んだ製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第三十六条 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所^一に付す方法〔体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備及び当該表示を付す面積が確保できない特定無線設備にあつては、当該特定無線設備に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。〕

二 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示(当該適合表示無線設備に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大きさ等は様式第七号注1から3までによるものとする。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作に当該よつて適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号及び前項第二号に規定する方法により表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当

線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第三十六条 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所に付す方法〔当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法〕

二 (同上)

2 前項第二号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備へ

該特定無線設備及び当該適合表示無線設備を組み込んだ製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第四十一条 法第三十八条の三十五の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない特別特定無線設備にあつては、当該特別特定無線設備に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。)

二 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特別特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2| 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示(当該適合表示無線設備に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視する方法その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。この場合において、新たに付することとなる表示の大きさ等は様式第十四号注1から3までによるものとする。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3| 第一項第二号及び前項第二号に規定する方法により表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特別特定無線設備及び当該適合表示無線設備を組み込んだ製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

の添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第四十一条 法第三十八条の三十五の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備の見やすい箇所に付す方法

二 (同上)

2| 前項第二号に規定する方法により特別特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特別特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係） 表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。 （図略） 注1 大きさは、直径 <u>3</u> ミリメートル以上であること。 注2～5 （略） 様式第14号（第41条関係） 表示は、次の様式に記号 R 及び識別番号を付加したものである。 （図略） 注1 大きさは、直径 <u>3</u> ミリメートル以上であること。 注2～4 （略）	様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係） 表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。 （図略） 注1 大きさは、直径 <u>5</u> ミリメートル以上 <u>（体積が100cc以下の無線設備にあつては、直径3ミリメートル以上）</u> であること。 注2～5 （略） 様式第14号（第41条関係） 表示は、次の様式に記号 R 及び識別番号を付加したものである。 （図略） 注1 大きさは、直径 <u>5</u> ミリメートル以上 <u>（体積が100cc以下の無線設備にあつては、直径3ミリメートル以上）</u> であること。 注2～4 （略）
---	---